

鶴岡市木質バイオマスエネルギー設備普及促進事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

鶴岡市告示第 1 9 7 号

1 目的及び交付

市長は、家庭等における木質バイオマスを燃料とする設備の導入を支援することにより、再生可能な木質バイオマス資源のエネルギー利用を促進し、森林資源の地域内循環及び市民の木材利用に対する意識向上を図るため、木質バイオマスエネルギー設備の設置を行う者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 1 7 年鶴岡市規則第 5 6 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマスエネルギー設備 ペレット、チップ又は薪を燃料とするストーブ又はボイラーをいう。
- (2) 市内業者 市内に事業所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人事業者をいう。
- (3) 町内会等 市内に存する町内会その他の住民自治組織をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 木質バイオマスエネルギー設備（未使用のものに限る。）を設置するもの。ただし、既存の木質バイオマスエネルギー設備の更新を行うものを除く。
- (2) 市内に住所を有する個人（実績報告書の提出時までには本市に転入する予定である者を含む。）、市内に本店及び営業所等を置く法人又は町内会等
- (3) 市税に滞納がない者

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、木質バイオマスエネルギー設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせ、又は自ら木質バイオマスエネルギー設備を設置する際に係る経費とする。

5 補助金額等

補助金の額及び上限額は、木質バイオマスエネルギー設備の区分に応じ、別表に定めるところ

りとする。

6 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画書及び収支予算書の提出を省略することができるものとする。

- (1) 木質バイオマスエネルギー設備の設置工事の見積書の写し（申請者自らが設置する場合は、設置に要する費用の見積書の写し）
- (2) 木質バイオマスエネルギー設備を設置する土地又は建物の所有者（以下「所有者」という。）及び所在地が分かる書類
- (3) 申請者と所有者が異なる場合にあっては、木質バイオマスエネルギー設備の設置について所有者の承諾を得ていることを証する書類
- (4) 木質バイオマスエネルギー設備の設置工事の工事箇所が分かる図面
- (5) 着工前カラー写真
- (6) 市税納付状況の照会に係る届出又は納税証明書（町内会等が申請する場合を除く。）

7 申請書類の省略

前項の規定にかかわらず、申請者が木質バイオマスエネルギー設備の設置に併せて、鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金（令和6年鶴岡市告示第160号）に規定する住宅リフォーム支援事業を行う場合は、前項各号に規定する書類の提出を省略することができる。

8 実績報告

実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、規則第13条に規定する収支計算書の提出を省略することができるものとする。

- (1) 木質バイオマスエネルギー設備の設置工事に係る契約書及び領収書の写し（市内業者に設置工事を請け負わせる場合に限る。）
- (2) 木質バイオマスエネルギー設備の設置に係る領収書（申請者自らが設置する場合に限る。）
- (3) 木質バイオマスエネルギー設備の設置工事の施工写真（工事完了後のものに限る。）
- (4) 住民票（申請時において申請者が本市に住所を有していない場合に限る。）

9 交付の回数

同一のものに対する交付の決定は、別表に規定する木質バイオマスエネルギー設備の区分ごとに1回を上限とする。この場合において、既に交付の決定を受けた者と同じ世帯に属する

者（世帯分離して同一住宅等に居住する者を含む。）及び住宅等の一部を借り受けて事業を行う法人事業者は、同一の申請者とみなす。

10 交付の制限

前項の規定にかかわらず、申請があつた木質バイオマスエネルギー設備の設置に係る土地又は建物内に既にこの補助金の交付の対象となつた木質バイオマスエネルギー設備が設置されている場合は、補助の対象から除外する。

11 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5項関係）

木質バイオマスエネルギー設備の区分	補助金額	上限額
ストーブ	補助対象経費に3分の1を乗じて得た金額	10万円
ボイラー	補助対象経費に10分の1を乗じて得た金額	20万円

備考 上記の計算による補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。